

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特別児童扶養手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、特別児童扶養手当システムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護を図ることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡山県知事

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護、養育している父母等に対して特別児童扶養手当を支給している。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第二十二條1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、 ①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。 ③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。 ④特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに副本として保存する。</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番66 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第37条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 91の項 ・特定個人情報の提供 13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県子ども・福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県子ども・福祉部障害福祉課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7362

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	課長 鈴木 健二	課長 竹田 人士	事後	人事異動
平成29年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※番号法別表第二第19の項、30の項、116の項にかかる主務省令は未制定です。	左記の記載中、19の項、116の項の削除 第13条の2、第59条の2の追加	事後	主務省令の制定
平成29年4月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	カウント訂正による
平成29年4月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年4月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	課長 竹田 人士	課長 片山 圭子	事後	人事異動
平成30年4月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 片山圭子	障害福祉課長	事後	様式改正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IVリスク対策	—	※各項目内容を記載	事後	様式改正
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 66の項 ・特定個人情報の提供 16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から同条第3号まで【情報照会】 ・主務省令で定める情報 第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第13条の2、第19条第1号ル、同条第1号ホ、同条第2号から同条第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ル、同条第1号ホ、第59条の2まで【情報提供】 ※番号法別表第二第30の項にかかる主務省令は未制定です。	○番号法19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 66の項 ・特定個人情報の提供 16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から同条第3号まで【情報照会】 ・主務省令で定める情報 第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第13条の2、第19条第1号ル、同条第1号ホ、同条第2号から同条第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ル、同条第1号ホ、第59条の2まで【情報提供】 ※番号法別表第二第30の項にかかる主務省令は未制定です。	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年6月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番46 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第37条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号	番号法第9条第1項 別表の項番66 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第37条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 66の項 ・特定個人情報の提供 16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から同条第3号まで【情報照会】 ・主務省令で定める情報 第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第13条の2、第19条第1号ル、同条第1号ホ、同条第2号から同条第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ル、同条第1号ホ、第59条の2まで【情報提供】 ※番号法別表第二第30の項にかかる主務省令は未制定です。	○番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 91の項 ・特定個人情報の提供 13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項	事後	番号法改正に伴う修正